平成２８年（フ）第２６２号
神奈川県南足柄市岩原375番地８　アルセレッソ102号室、前住所神奈川県南足柄市岩原514番地15
債務者　田子　恭一
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２９１号
神奈川県小田原市小八幡３丁目９番50号
債務者　大橋　俊三
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３０５号
神奈川県平塚市入野221番地の４
債務者　渡辺江里子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３３６号
神奈川県平塚市東中原２丁目３番２―407号　市営住宅
債務者　増田　　弘
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３０号
住民票上の前住所　東京都多摩市豊ケ丘１丁目11番地の20　グランドールシティー401
債務者　石原佐知子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで　松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８０７号
名古屋市中村区中村町３丁目26番地　高村マンション303号
債務者　藤本キクヨ
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８号
岐阜県飛騨市古川町栄１丁目１番18号
債務者　下堂前昭子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで　岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
秋田県能代市落合字上前田157番地１　モーニンググローリー　102号
債務者　須藤　友幸
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで　秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第１９号
秋田県能代市落合字上前田157番地１　モーニンググローリー　102号
債務者　須藤さよ子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで　秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第１３７号
山梨県西八代郡市川三郷町岩間471番地１
債務者　村山　邦夫
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３８号
山梨県西八代郡市川三郷町岩間471番地１
債務者　村山美奈子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４５号
山梨県山梨市小原東45番地―２―101
債務者　渡部　信二
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９２号
三重県三重郡川越町大字豊田一色274番地１　メゾン・ド・アンジュ　A102
債務者　石川　裕子（旧姓岩本）
1　決定年月日時　平成28年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第５０８号
京都市伏見区醍醐西大路町１番地１　醍醐東市営住宅２―105
債務者　前田　文子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５３４号
京都府宇治市大久保町旦椋50番地の１　府営西大久保団地24棟108号
債務者　山崎　章一
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５４０号
京都府八幡市八幡軸22番地　２―101
債務者　丸岡加代子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５４２号
京都市伏見区深草善導寺町21番地
債務者　福田美代惠
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係